

ODA実施機関統合への提言 (その要点)

平成18年10月

ODA研究会 総合問題分科会
社団法人 海外コンサルティング企業協会

1. 国益に資する援助事業戦略

- 我が国ODAの目的は、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と反映の確保に資することである (ODA大綱)
- 人道的支援と経済成長支援が援助戦略の両軸
 - 社会的弱者に直接裨益する事業へのアプローチ
 - 経済成長による開発途上国の人々の生活レベルを底上げする事業へのアプローチ
- 経済成長による貧困の削減

WB/JBIC/ADBは共同調査で経済成長が貧困削減に果たす効果を05年3月に再確認した。
経済成長が著しい中国では、貧困層の割合が80年代初頭の60%から20%に低下した。

- ODAによる経済基盤整備と投資・貿易の拡大促進

過去50年間にアジア地域とアフリカ地域が受け取った、ODA総額はほぼ同じであるが、国民所得水準の格差は明らかである。

東アジア地域の高い経済成長の要因は、ODAによる投資環境整備、人材育成からなる経済基盤整備を支援し、直接投資と貿易を拡大したことによると考えられる。

東アジア地域と我が国経済の相互依存が深化しており、東アジア地域の平和と発展が我が国の安全と繁栄につながる。東アジア地域と我が国との貿易に占める輸出入の割合は、夫々42%、43%である。

- 厳しい財政事情を考慮し、円借款を軸として事業量を確保し、技術協力と無償資金協力の一体的活用を図り、援助効果を高める

2. 実施機関への権限委譲

- 実施機関と行政機関の機能分離が必要である

行政官庁は海外経済協力会議（司令塔機能）が示すODA基本戦略に従い政策決定、開発途上国との政策対話、政府間取り決め、実施機関の監督を行う役割を担う。

国別に援助量、重点分野の決定と国際機関との政策協調が主要任務となる。

実施機関は、長年に亘り蓄積された知識と経験を活して、3カ年の中期的事業計画の策定、年度別実施案件の選定、実施期間・援助額の決定を担う。

「個別案件に関与することこそが政策である」との考えが多重管理を生み非効率的な業務執行の要因となっている。

- 現場ニーズの変化に対応する実施体制

円借款には予備費が計上されているが、その使用は行政官庁の承認が必要となり現場で発生する問題に迅速な対応が出来ない。無償、技協には予備費は計上されていない。

円借款、無償はE/N（国際約束）で使用期限が定められており、不測の事由による事業遅延には、途上国政府を含む現地関係者だけでは対処出来ない。行政官庁の承認が必要である。

援助事業は、長期間に亘り、現場ニーズの変化に柔軟に対応する必要がある。予備費の使用、期限延長などは実施機関の権限と責任で行える体制が望ましい。

政府間取り決め（国際約束）を個別案件ごとに行うことが、事業実施上の迅速性・柔軟性確保への阻害要因となっている。

3. 有償・技協・無償の一体的活用

- 実施機関の権限と責任により、有償、無償、技協の援助スキームを上限金額の範囲内で適宜使用（ベストミックス&タイムリー）できる制度への改革が不可欠
- 新JICAは事業企画機能が必要である
 - プロジェクトからプログラムへ転換
 - 地域別組織による戦略的事業実施
 - プロパー職員による事業企画立案
- 国際約束の制約からの解放
 - 国際約束は上限金額、分野 / 課題を示すに留める。
- 研究所 / 研修所の統合を図り、長期戦略策定能力を向上させ、併せて商品開発能力を高める